

●香川県告示第75号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

令和3年2月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 西土指道 第6号
- 2 指 定 年 月 日 令和3年2月4日
- 3 指定道路の位置 観音寺市柞田町字落井手乙826番2の一部、乙830番の1の一部、乙831番1の一部、乙832番の一部及び乙833番1の一部
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 5.00メートル
延長 108.06メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。